

令和3年9月24日

学生 各位

理事（教育・附属学校園担当）  
塩 尻 信 義

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の副反応による  
授業の出欠の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を希望する学生に対し、安心してワクチン接種をすることができる環境を整備することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与するため、ワクチン接種の副反応による授業の出欠の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

1. ワクチン接種による副反応とみられる症状により授業に出席することができず、授業を欠席することになった場合の取扱いは、所定の手続きをとることにより「欠席扱いとしない」ものとします。

※起こりやすい副反応

注射した部分の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢等

出典：厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_hukuhannou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou.html)

2. 本取扱いにより授業を欠席する場合は、学務情報システムの「教員問合せ」により、欠席する授業の担当教員に対し、「接種記録書」又は「接種済証」などの写真データを添付のうえ、欠席した日付と具体的な症状を連絡してください。

なお、授業を欠席する場合であっても、授業担当教員の判断により必要に応じ実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではありません。（他の校外実習等の理由による欠席を含め、同一授業を複数回欠席することになる場合は、授業担当教員に欠席回数について相談してください。）

3. この取扱いは、令和3年度後学期（令和3年10月1日）から適用します。

【本件担当】学務部教務課教育企画係